

令02原機（科保）124
令和3年1月25日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

1. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

(1) 眼の水晶体の線量限度の変更のための関係告示等の一部改正に伴う変更

- 1) 第2編別表第7について、放射線作業届の提出に係る眼の水晶体及び皮膚の等価線量基準値を変更する。
- 2) 第2編別表第8について、眼の水晶体の等価線量限度を変更する。
- 3) 第2編別表第24について、眼の水晶体の警戒線量を変更する。

(2) 記載の適正化

- 1) 第2編別図第1を削除する。
- 2) 記載の適正化を行う。

2. 変更の理由

(1) 眼の水晶体の線量限度の変更のための関係告示等の一部改正に伴う変更

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部改正に伴い、整合した記載に変更するため。

(2) 記載の適正化

- 1) 第3編から第12編において同様の情報が記載されており、第2編において当該記載は不要であるため。
- 2) 別図第1の削除に伴い、記載を適正化するため。

3. 施行期日

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

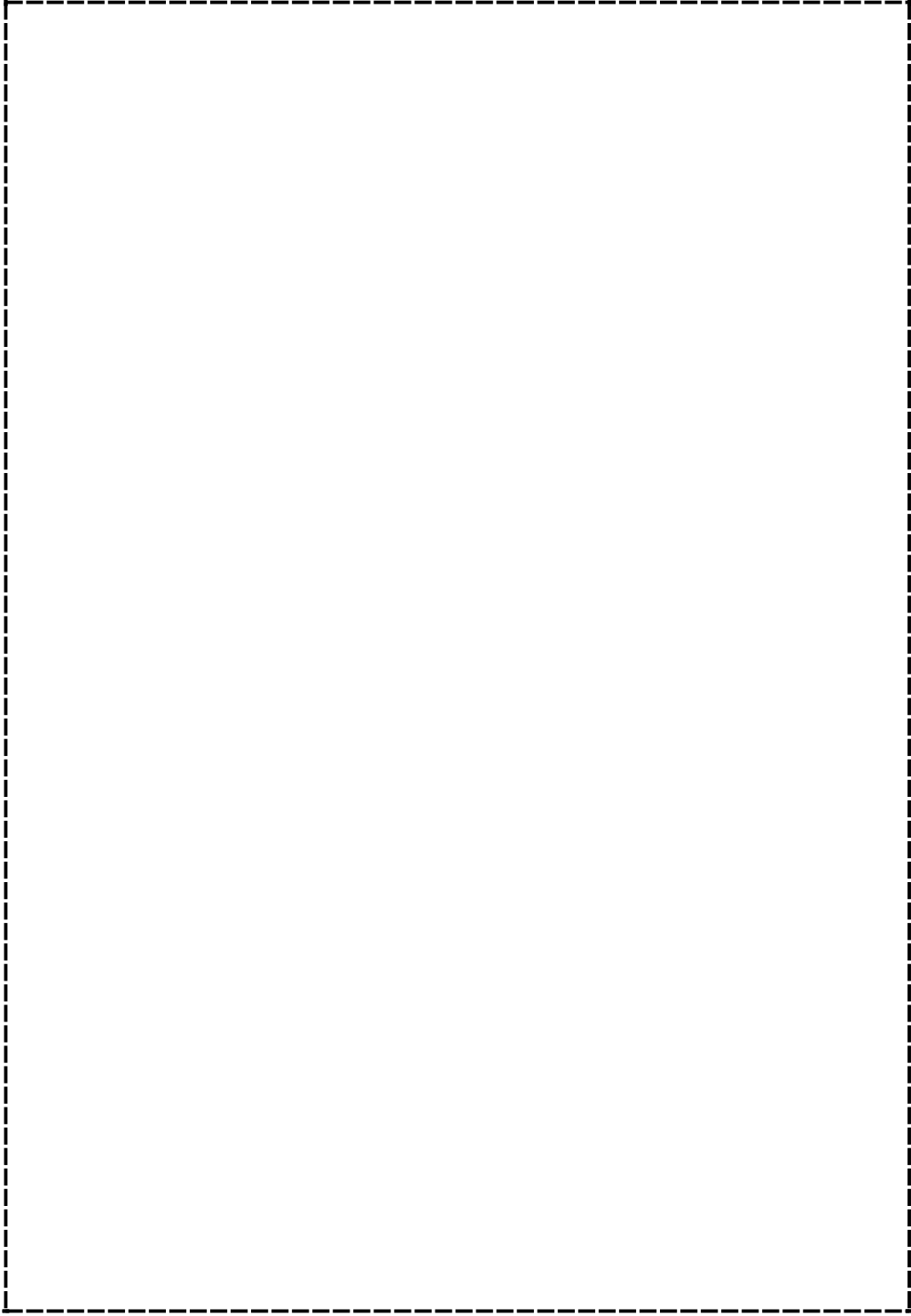
変更前	変更後	備考																																				
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次（省略）</p> <p>第1章（省略）</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 管理区域 （管理区域）</p> <p>第9条 使用施設等の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの使用施設等に係る管理区域の詳細は、各施設編に示す。</p> <p>第10条 ～ 第12条（省略） 第2節（省略）</p> <p>第3節 周辺監視区域の管理 （周辺監視区域の指定）</p> <p>第16条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>第17条（省略） 第4節 ～ 第6節（省略）</p> <p>第3章 ～ 第8章（省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第6（省略）</p> <p>別表第7 放射線作業届の提出に係る基準</p> <table border="1" data-bbox="240 1381 1270 1822"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量（注）</td> <td colspan="2">実効線量 1 mS v</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体 5 mS v</td> </tr> <tr> <td>皮膚 15 mS v</td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2">10 mS v / h</td> </tr> <tr> <td>作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 定常的な作業の場合を除く</p>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量（注）	実効線量 1 mS v		等価線量	眼の水晶体 5 mS v	皮膚 15 mS v	作業区域内の線量当量率	10 mS v / h		作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章（変更なし）</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 管理区域 （管理区域）</p> <p>第9条 使用施設等の管理区域は、各施設編に示すとおりとする。</p> <p>第10条 ～ 第12条（変更なし） 第2節（変更なし）</p> <p>第3節 周辺監視区域の管理 （周辺監視区域の指定）</p> <p>第16条 周辺監視区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>第17条（変更なし） 第4節 ～ 第6節（変更なし）</p> <p>第3章 ～ 第8章（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第6（変更なし）</p> <p>別表第7 放射線作業届の提出に係る基準</p> <table border="1" data-bbox="1299 1381 2329 1822"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量（注）</td> <td colspan="2">実効線量 1 mS v</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体 1 mS v</td> </tr> <tr> <td>皮膚 10 mS v</td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2">10 mS v / h</td> </tr> <tr> <td>作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 定常的な作業の場合を除く</p>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量（注）	実効線量 1 mS v		等価線量	眼の水晶体 1 mS v	皮膚 10 mS v	作業区域内の線量当量率	10 mS v / h		作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			<p>記載の見直し</p> <p>別図番号の繰上げ</p> <p>水晶体等価線量限度変更に伴う変更 皮膚等価線量基準値変更</p>
区 分	基 準 値																																					
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量（注）	実効線量 1 mS v																																					
	等価線量	眼の水晶体 5 mS v																																				
		皮膚 15 mS v																																				
作業区域内の線量当量率	10 mS v / h																																					
作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値																																					
特殊作業で線量の推定が困難なもの																																						
区 分	基 準 値																																					
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量（注）	実効線量 1 mS v																																					
	等価線量	眼の水晶体 1 mS v																																				
		皮膚 10 mS v																																				
作業区域内の線量当量率	10 mS v / h																																					
作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値																																					
特殊作業で線量の推定が困難なもの																																						

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

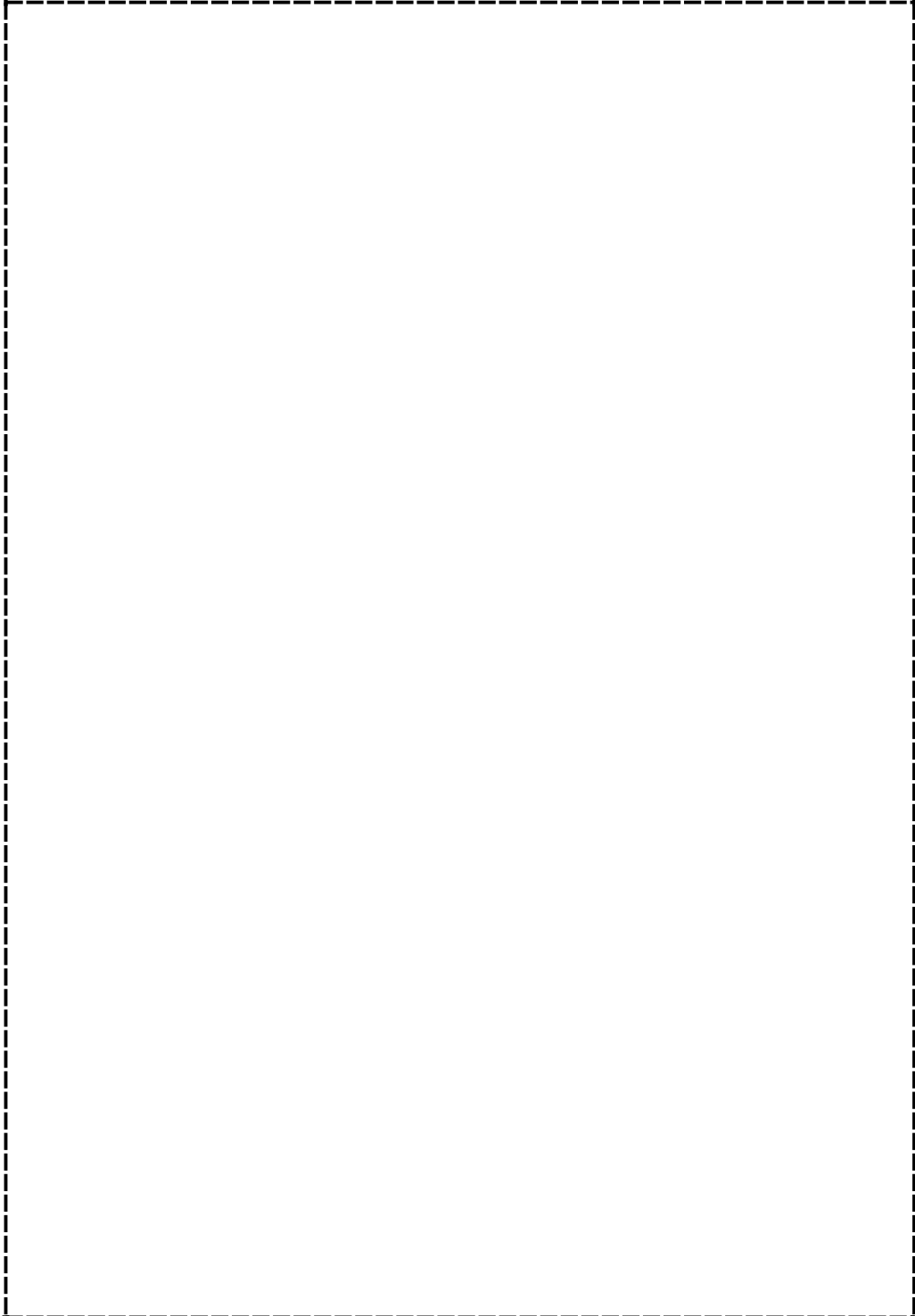
変更前				変更後				備考	
別表第8 放射線業務従事者に係る線量限度				別表第8 放射線業務従事者に係る線量限度				水晶体等価線量限度変更	
実効線量限度		等価線量限度		実効線量限度		等価線量限度			
		皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面
(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子 注) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv		500mSv/年	150mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、2mSv	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子 注) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv		500mSv/年	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、2mSv
注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子を除く				注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子を除く					
別表第9 ~ 別表第12 (省略)				別表第9 ~ 別表第12 (変更なし)					
別表第13 周辺監視区域における線量当量率の測定				別表第13 周辺監視区域における線量当量率の測定				別図番号の繰上げ	
項目	頻度	測定箇所		項目	頻度	測定箇所			
線量当量率	週1回	別図第2に示す箇所		線量当量率	週1回	別図第1に示す箇所			
別表第14 ~ 別表第23 (省略)				別表第14 ~ 別表第23 (変更なし)					
別表第24 放射線業務従事者に係る警戒線量				別表第24 放射線業務従事者に係る警戒線量				水晶体等価線量限度変更に伴う変更	
線量区分		警戒線量		線量区分		警戒線量			
実効線量		13mSv/3月 注1)		実効線量		13mSv/3月 注1)			
等価線量	眼の水晶体	40mSv/3月		等価線量	眼の水晶体	13mSv/3月			
	皮膚	130mSv/3月			皮膚	130mSv/3月			
	妊娠中である女子の腹部表面	1mSv/期間中 注2)			妊娠中である女子の腹部表面	1mSv/期間中 注2)			
注1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者				注1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者					
注2) その者の所属する課長等を経て部長等に妊娠を申し出たときから出産までの積算した線量				注2) その者の所属する課長等を経て部長等に妊娠を申し出たときから出産までの積算した線量					

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">別図第1（その1） 廃棄物処理場に係る管理区域</p>	<p>(削る)</p>	<p>第3編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その1）を削除</p>

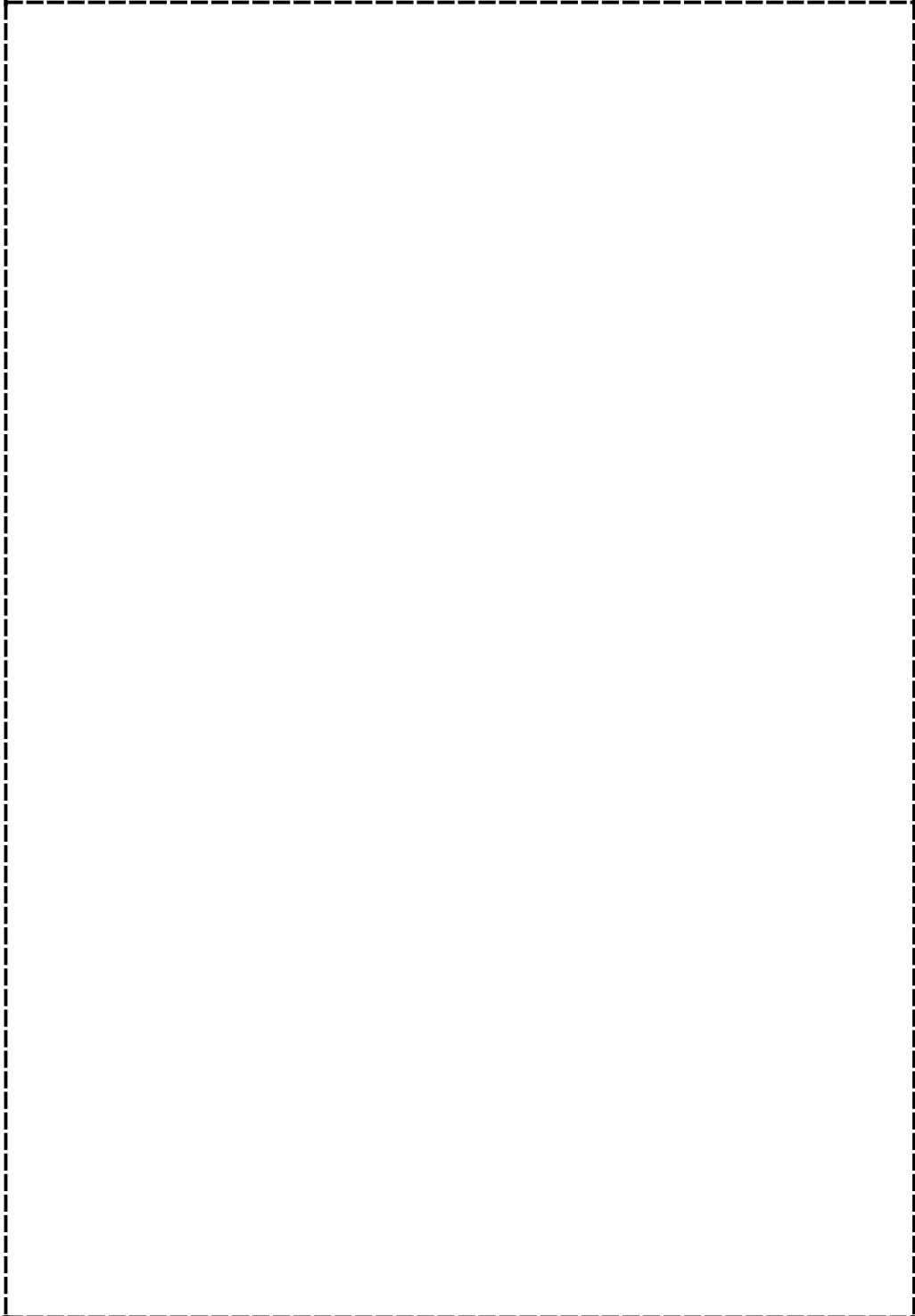
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="231 310 1012 344">別図第1（その2） プルトニウム研究1棟に係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1308 310 1412 344">(削る)</p>	<p data-bbox="2356 310 2656 569">第4編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その2）を削除</p>

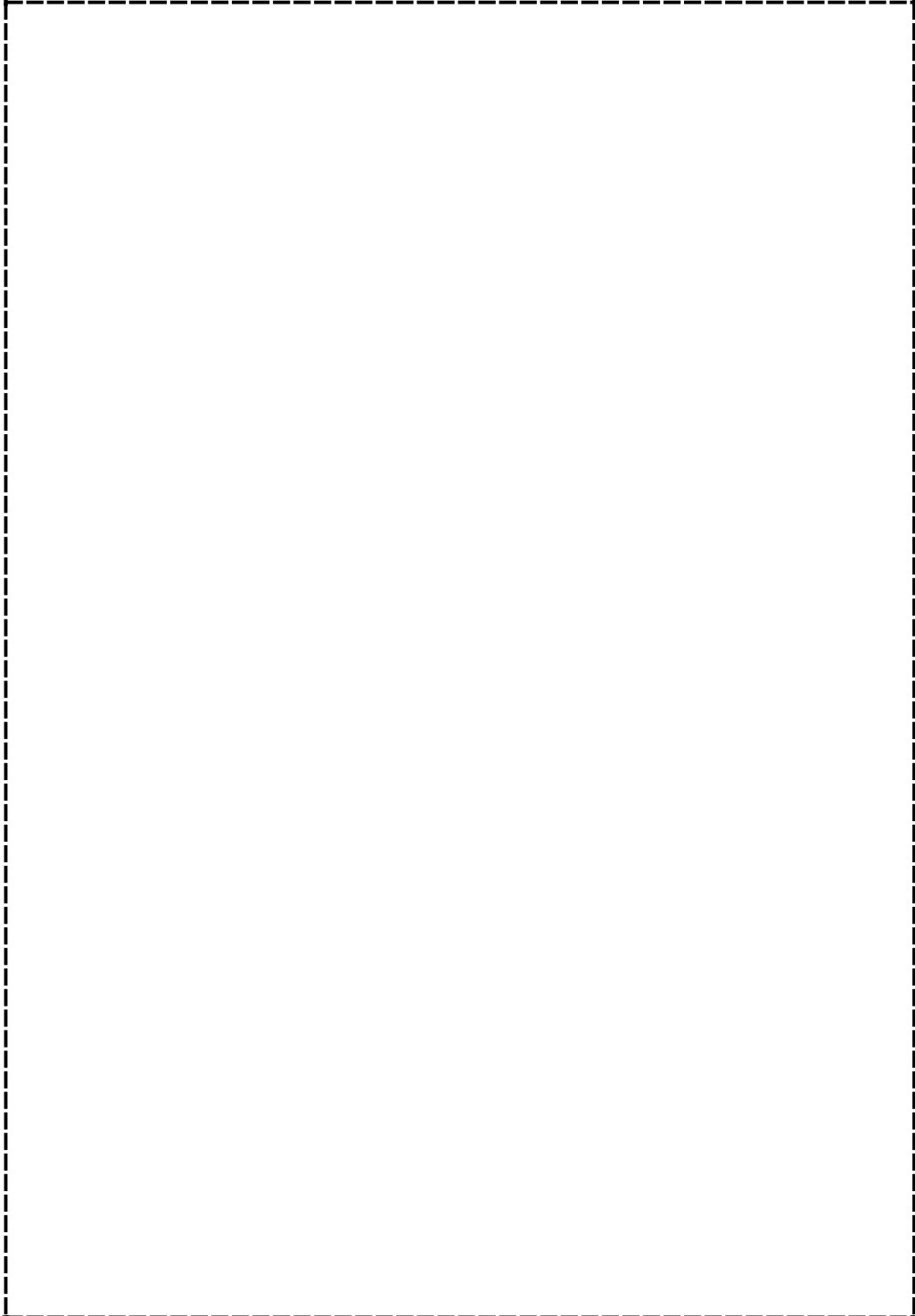
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="231 310 869 342">別図第1（その3） ホットラボに係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1308 300 1412 331">(削る)</p>	<p data-bbox="2356 310 2653 569">第5編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その3）を削除</p>

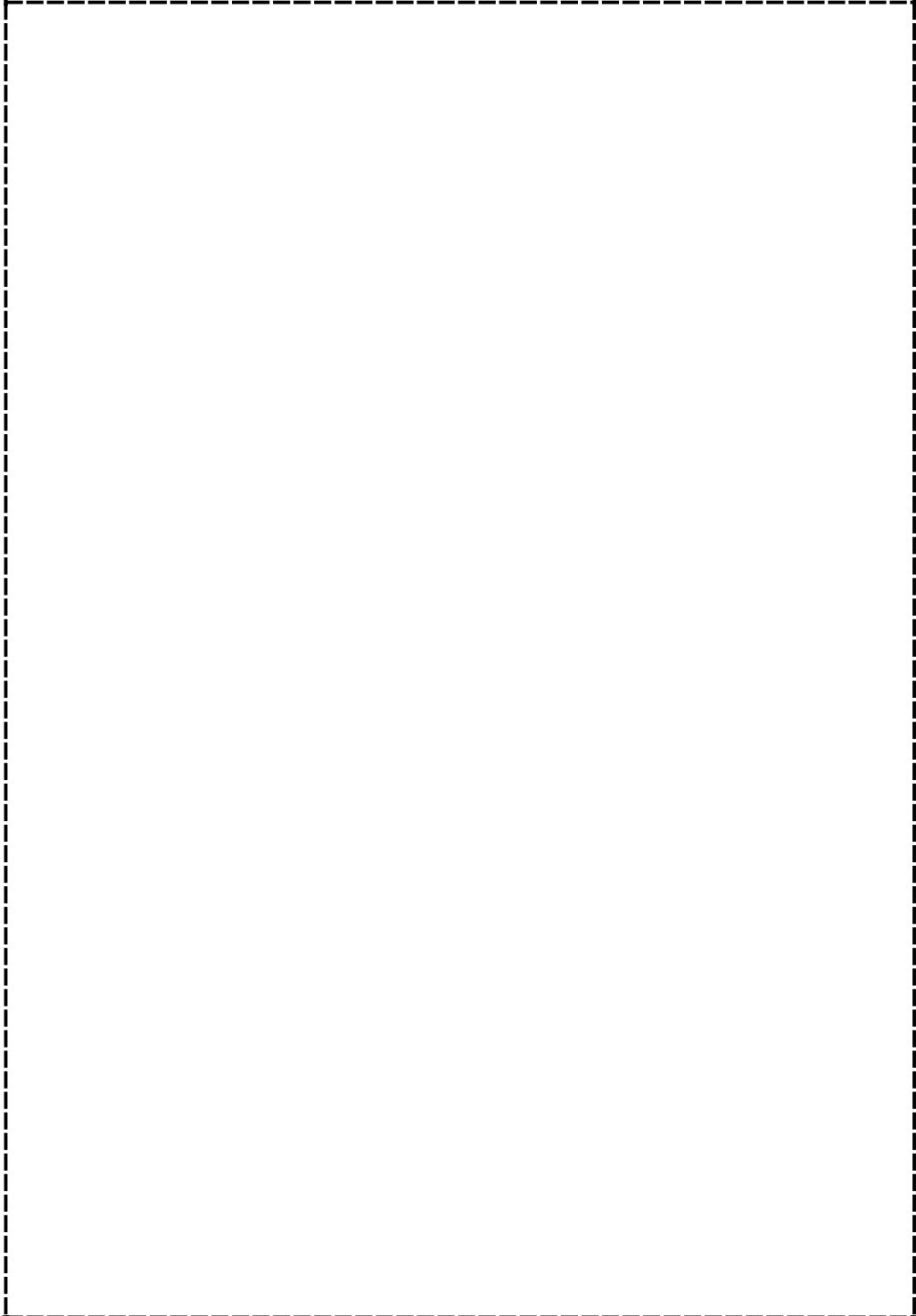
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="231 310 869 342">別図第1（その4） JRR-3に係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1308 296 1412 327">(削る)</p>	<p data-bbox="2356 310 2653 569">第6編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その4）を削除</p>

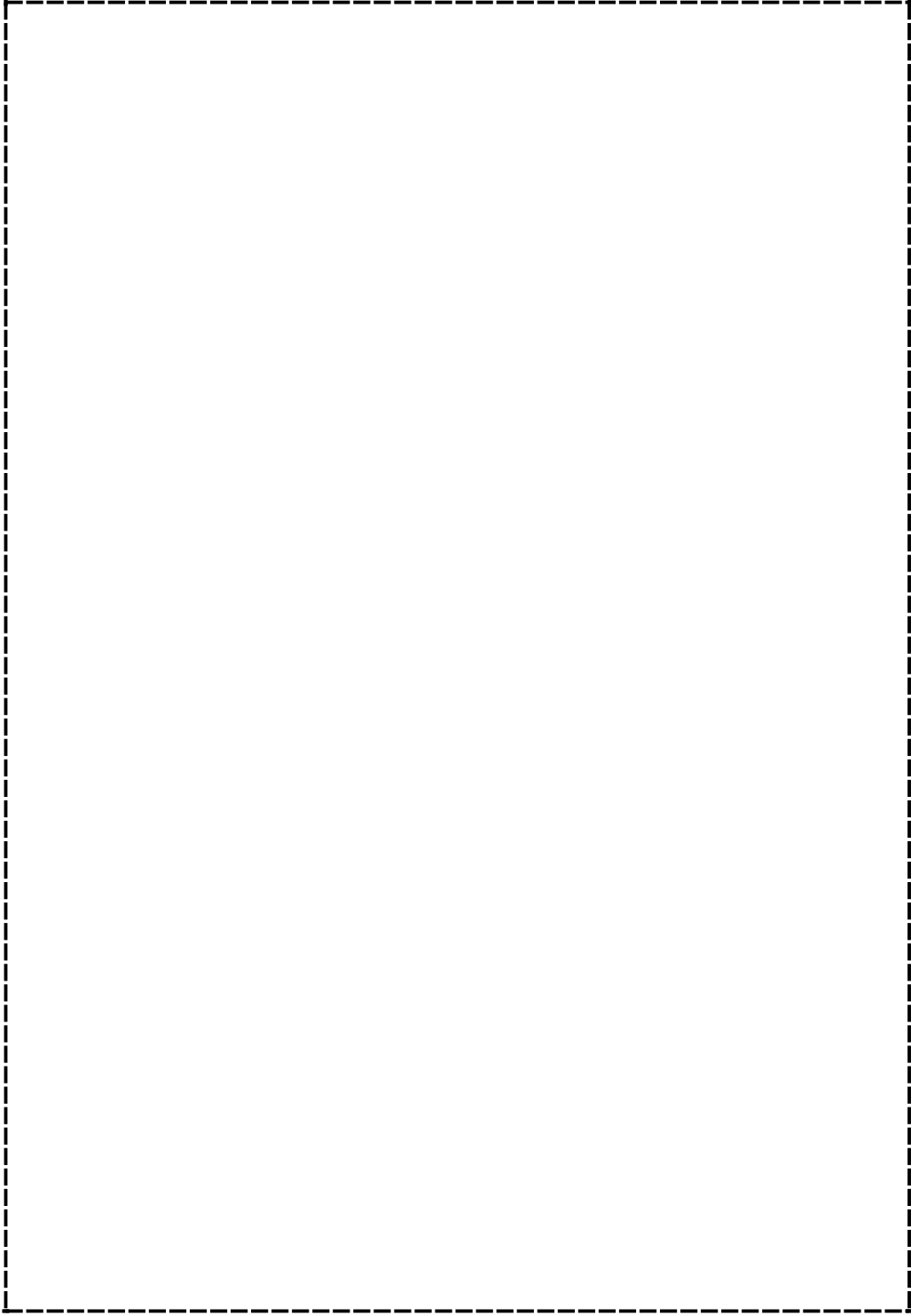
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

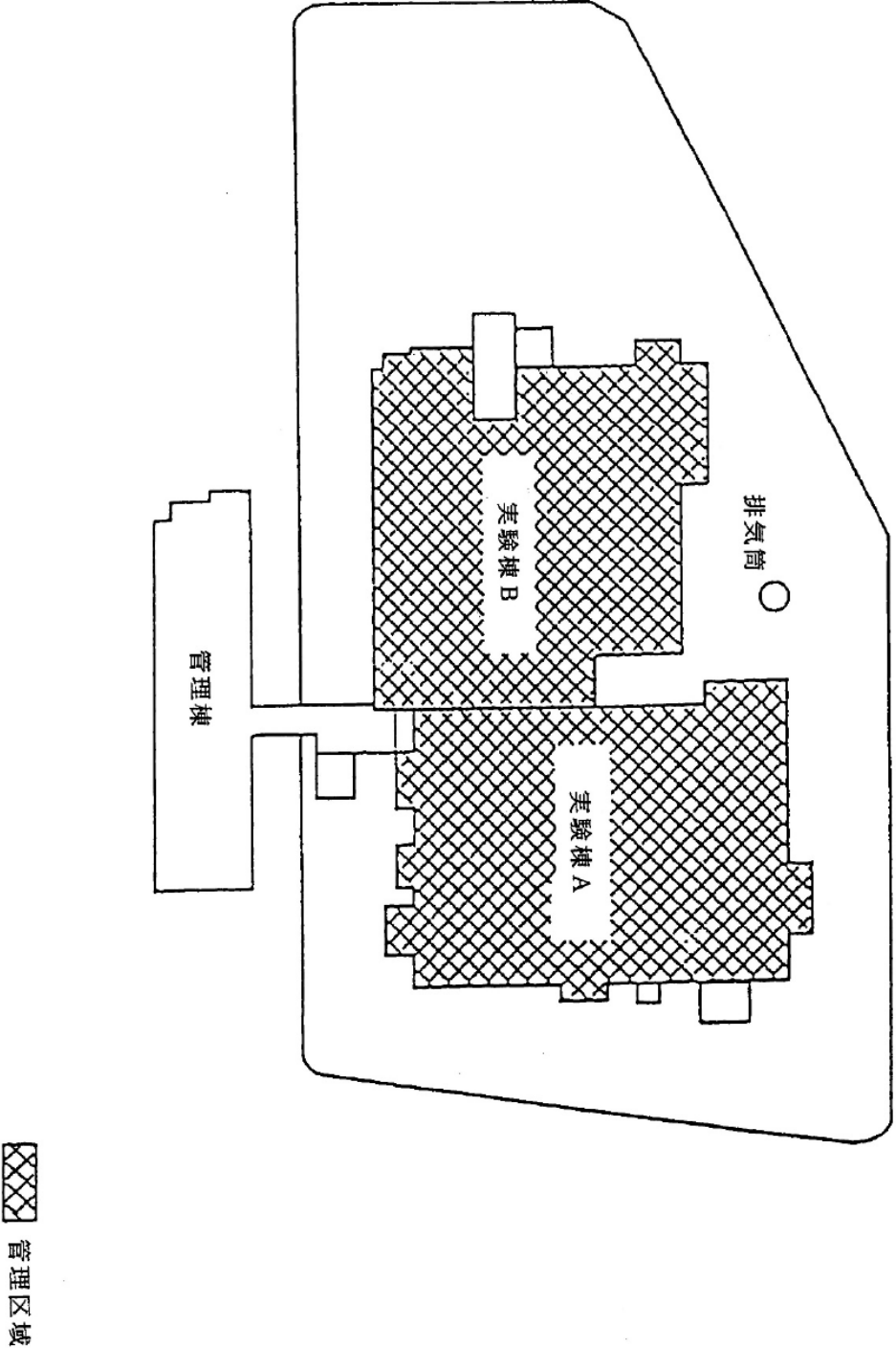
変更前	変更後	備考
<p data-bbox="231 310 1041 388">別図第1（その5） JRR-3及びNSRRに係る管理区域 （使用済燃料貯蔵施設（北地区））</p> 	<p data-bbox="1308 296 1412 327"><u>（削る）</u></p>	<p data-bbox="2356 310 2653 611">第6編及び第9編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その5）を削除</p>

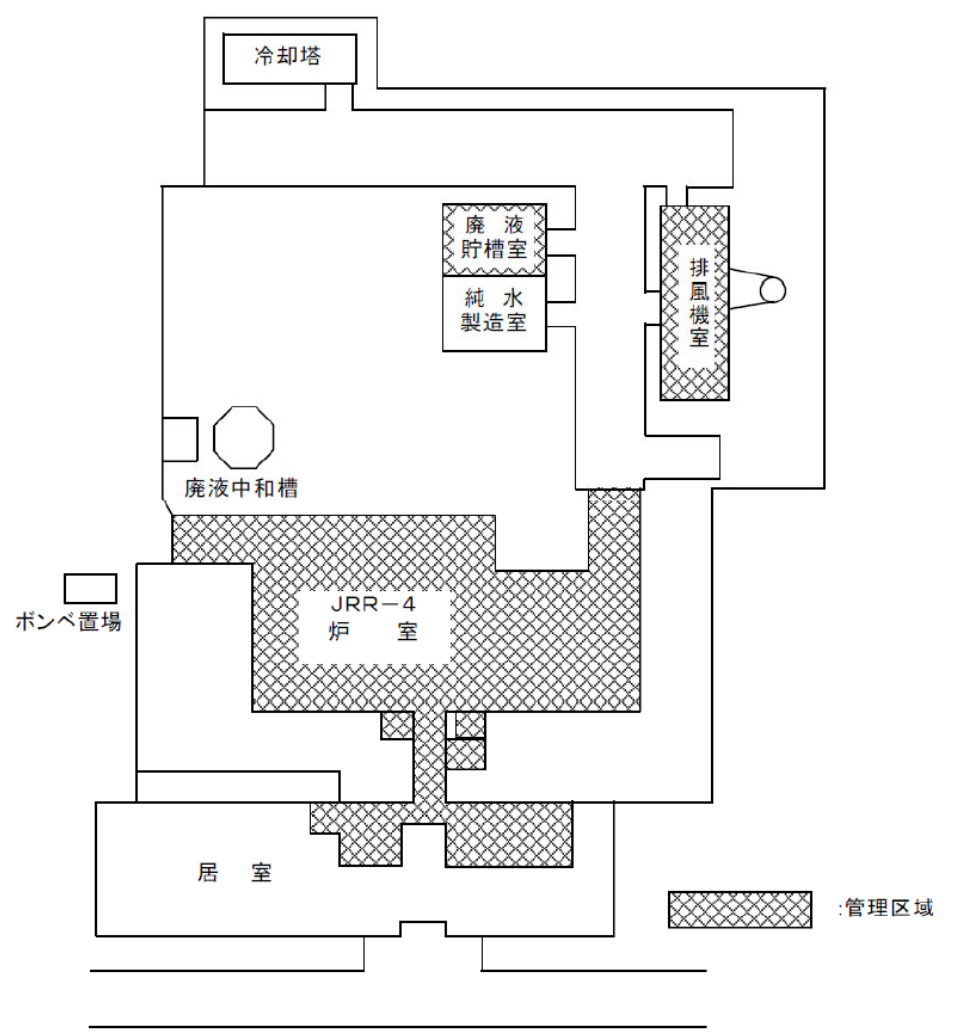
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="231 310 902 342">別図第1（その6） 燃料試験施設に係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1308 310 1412 342">(削る)</p>	<p data-bbox="2356 310 2656 569">第7編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その6）を削除</p>

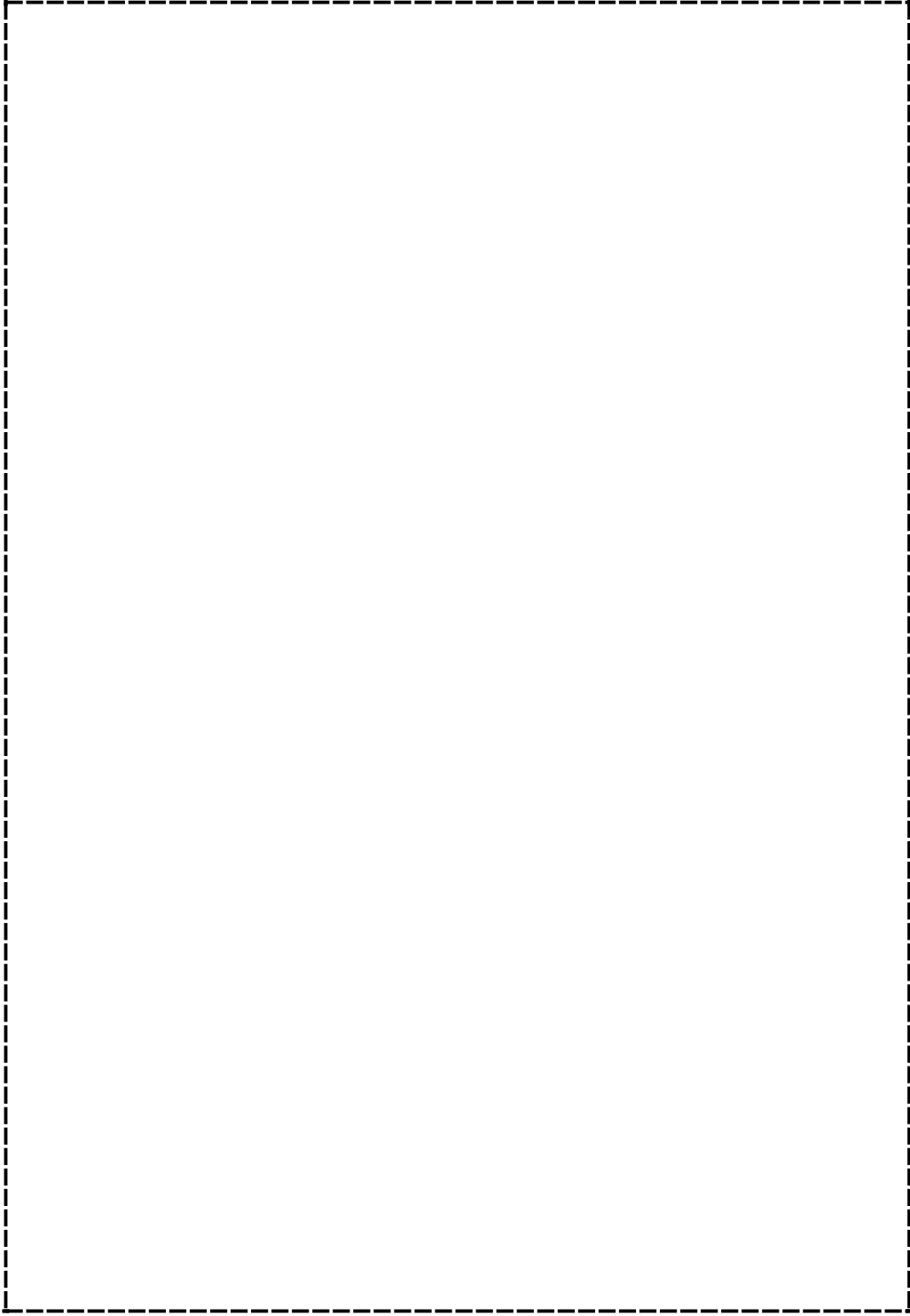
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="231 310 985 344">別図第1（その7） 廃棄物安全試験施設に係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1308 296 1418 329">(削る)</p>	<p data-bbox="2356 310 2656 569">第8編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その7）を削除</p>

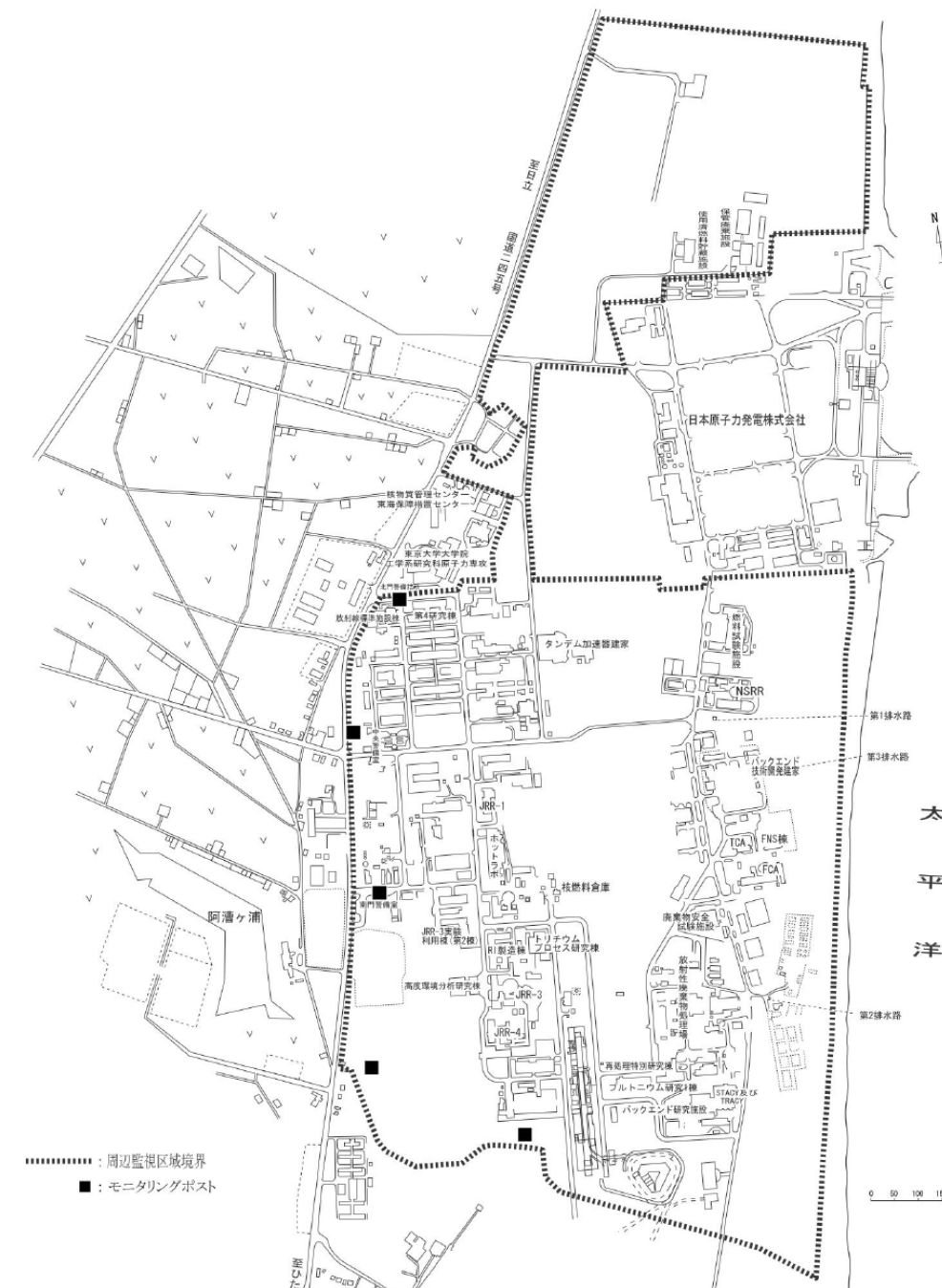
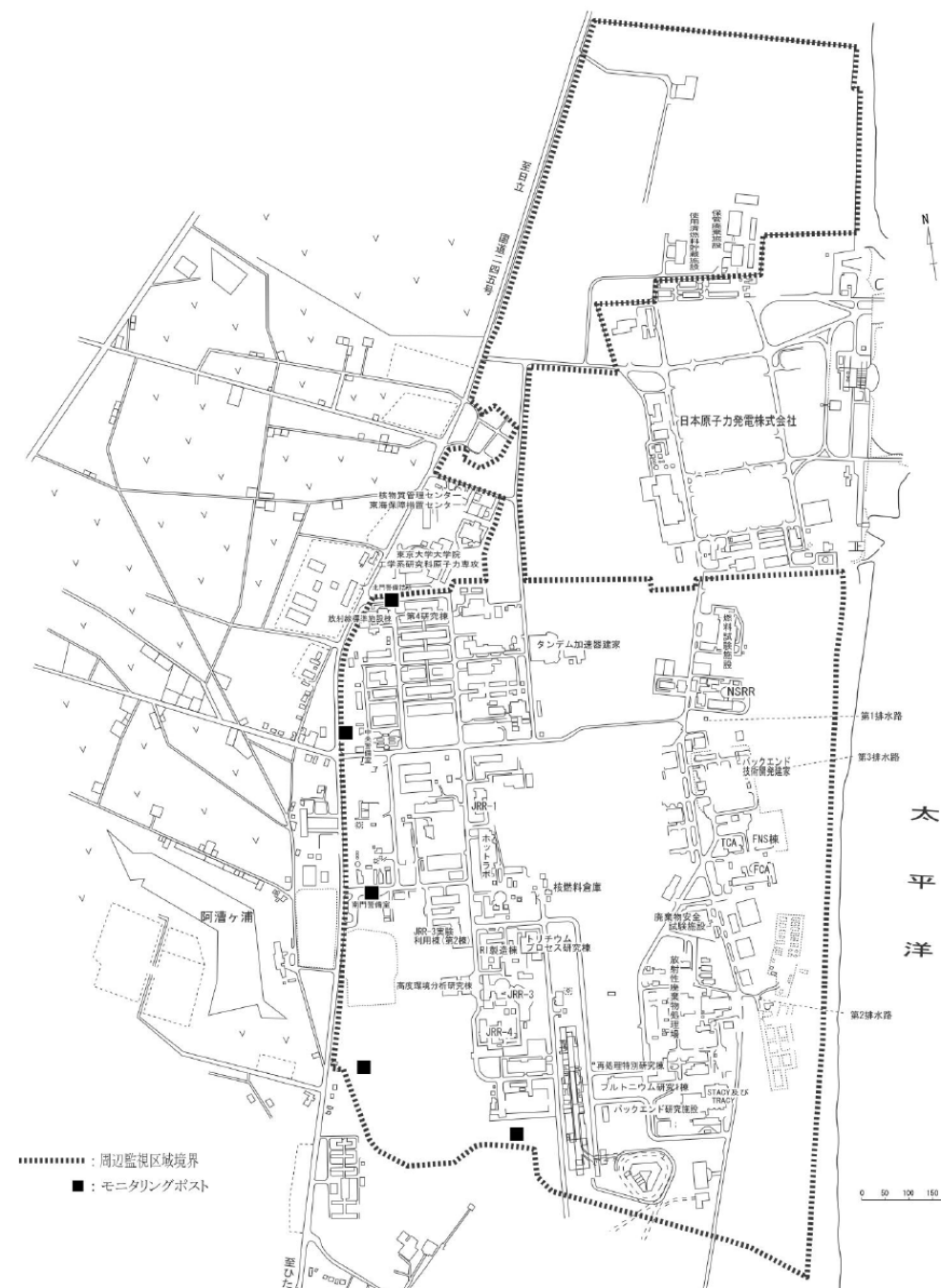
変更前	変更後	備考
<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">別図第1（その9） バックエンド研究施設に係る管理区域</p>	<p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>第10編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その9）を削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>別図第1（その10） JRR-4に係る管理区域</p> 	<p>(削る)</p>	<p>第11編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その10）を削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="231 310 819 344">別図第1（その11） FCAに係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1299 310 1383 344">(削る)</p>	<p data-bbox="2359 310 2650 569">第12編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その11）を削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 周辺監視区域</p>  <p>別記様式第1 ～ 別記様式第5（省略）</p>	<p>別図第1 周辺監視区域</p>  <p>別記様式第1 ～ 別記様式第5（変更なし）</p>	<p>別図番号の繰上げ</p>